

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会11回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年11月9日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 鈴木 久夫 委員 |
| 渋谷 庄司 委員 | | |

欠席委員 1名

- 飯田 展久 委員

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之
事務局次長 浅海 一洋
会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	4件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	13件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	3件

5 開会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は4名です。定数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
10番、山田芳裕委員、
11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は3班です。
板橋睦男副班長より総括報告をお願いいたします。

板橋副班長 議長
時田 議長 板橋睦男副班長
板橋副班長 3班の現地調査の報告をいたします。
11月2日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員2名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、
農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件の計4件です。
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、4番、石井晃委員の退席を求めます。
(石井委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
時田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1をご説明いたします。
本申請は、譲渡人は担い手不足のため、譲受人は農業用通路の確保及び農業経営拡大を目的とした所有権移転を行うものです。
申請地は、畑1筆、面積991平方メートルです。

営農計画は、梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は250日で、専農従事者数は3名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

大野 委員

議長

時田 議長

大野辰夫推進委員

大野 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積991平方メートルの普通畑及び一部傾斜地の山林です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、申請地をその他の梨畑への通路の確保及び梨畑の拡張を目的としていたので、通路は最低限とし、残りは梨畑として営農するよう指導しました。また、一部傾斜地が山林になっていることから、山林の管理を怠らないようお願いしました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長

4番、石井晃委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

時田 議長

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
 時田 議長 浅海次長
 浅海 次長 同じく、議案書の3ページをご覧ください。
 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2をご説明いたします。
 本申請は、譲渡人は担い手不足のため、譲受人は農業経営拡大を目的とした所有権移転を行うものです。
 申請地は、畑2筆、合計面積902平方メートルです。
 営農計画は、ぶどうの栽培を行います。
 譲受人の取得後の経営面積は2.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は200日で、専農従事者数は3名です。
 また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。
 以上です。
 時田 議長 現地調査の報告を求めます。
 大野 委員 議長
 時田 議長 大野辰夫推進委員
 大野 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。
 事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。
 現地は、畑2筆、合計面積902平方メートルの普通畑です。
 申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。
 審査会において、3条許可後の放置園が最近見受けられることから、許可後に速やかに営農し、その後の継続的な営農を指導しました。
 書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま。す。
 皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
 以上で報告を終わります。
 時田 議長 ありがとうございます。
 それでは質疑に入ります。
 （「なし」との声多数あり）
 時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。
 時田 議長 それでは、採決をいたします。
 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。
 （全員挙手）
 時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、
を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いた
します。

申請地は、畑1筆、面積2,389平方メートルの内1,996.36
平方メートルです。

転用計画は、賃借権による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は自動車販売業を営んでおり、自社の車両置場が既
にいっぱいであること、また、そこに整備スペースを増設することにより、
更なる車両置場不足が生じてしまうことにより近隣に車両置場を設けるも
ので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、砂利
敷きによる自然浸透とするとともに、農地との境界にブロック2段積み
を設けることにより、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のい
ずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象とな
っていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当しま
す。代替性につきましては、譲受人の会社と申請地は近接しており利便性
が高く、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書によ
り確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

時田 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いた
します。

11月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及
び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,389平方メートルの内1,996.36
平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、防犯対策について確認したところ、出入口にチェーンを掛け施錠するとのことであったことから、差し替えられた土地利用計画図を本日確認しました。次に、隣接道路は交通量が多く、近隣には病院等があることから工事期間中はもとより利用開始後においても、車両の出入り等には十分注意すること、また、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室から提出された意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積6,035平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はございません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積6,035平方メートルの樹園地です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きますして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

時田 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きますして、議案書の7ページから10ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について13件の合計17件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きますして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 12月 5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一